

---

令和5年 第116回(定例)神河町議会会議録(第3日)

令和5年12月20日(水曜日)

---

議事日程(第3号)

令和5年12月20日 午前9時開議

- 日程第1 第106号議案 令和5年度神河町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第2 第108号議案 令和5年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第3 第109号議案 令和5年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第4 第110号議案 令和5年度神河町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第5 第112号議案 令和5年度神河町長谷地区振興基金特別会計補正予算(第1号)
- 日程第6 第113号議案 令和5年度神河町浄化槽事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第7 議員派遣の件
- 日程第8 各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出について
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 第106号議案 令和5年度神河町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第2 第108号議案 令和5年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第3 第109号議案 令和5年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第4 第110号議案 令和5年度神河町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第5 第112号議案 令和5年度神河町長谷地区振興基金特別会計補正予算(第1号)
- 日程第6 第113号議案 令和5年度神河町浄化槽事業特別会計補正予算(第2号)
- 追加日程第1 第117号議案 中播公平委員会委員の選任の件
- 追加日程第2 第118号議案 神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件
- 追加日程第3 第119号議案 令和5年度神河町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第7 議員派遣の件
- 日程第8 各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出について
- 

出席議員(11名)

1番 小島 義次

7番 松岡 宣彦

2番 木村 秀幸  
3番 澤田 俊一  
4番 廣納 良幸  
5番 安部 重助  
6番 吉岡 嘉宏

8番 藤森 正晴  
9番 藤原 資広  
11番 栗原 廣哉  
12番 小寺 俊輔

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（1名）

---

事務局出席職員職氏名

局長 ..... 高内 教男      主査 ..... 鶴野 雄二郎

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	山名 宗悟	建設課長 .....	野崎 直規
副町長 .....	前田 義人	地籍課長 .....	中野 友純
教育長 .....	入江 多喜夫	上下水道課長 .....	谷 総和人
総務課長 .....	平岡 万寿夫	健康福祉課長 .....	藤原 栄太
総務課参事兼財政特命参事 .....	黒田 勝樹	健康福祉課参事兼保健師事業特命参事 .....	木村 弘美
税務課長 .....	長井 千晴	会計管理者兼会計課長 .....	北川 由美
住民生活課参事兼防災特命参事 .....	井出 博	町参事兼病院副院長兼事務長 .....	春名 常洋
農林政策課長 .....	前川 穂積	病院総務課長兼施設課長 .....	井上 淳一朗
ひと・まち・みらい課長 .....	石橋 啓明	教育課長兼給食センター所長 .....	児島 浩司
ひと・まち・みらい課副課長兼商工観光特命参事 .....	高橋 吉治	教育課参事兼社会教育特命参事 .....	宮本 公平

---

午前9時00分開議

○議長（小寺 俊輔君） 皆さん、おはようございます。それでは、再開します。

ただいまの出席議員数は11名であります。定足数に達していますので、第116回神河町議会定例会第3日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

平岡住民生活課長から、検査入院のため欠席届が提出されておりますので、御報告申し上げます。

また、廣納良幸議員におかれましては、体調の都合により着座での発言、挙手をもって採決の意思表示を行うことを許可いたしておりますので、御了承願います。

議案の審議に入る前に、本日、議会開会前に議会運営委員会を開き、議事日程について協議いたしましたので、委員長からその結果について報告を求めます。

安部重助議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（安部 重助君） 皆さん、おはようございます。

それでは、本日、本会議開会前に議会運営委員会を開催し、町長から提出されました第117号議案、中播公平委員会委員の選任の件、第118号議案、神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件、第119号議案、令和5年度神河町一般会計補正予算（第7号）について、審議の方法、議事日程について協議を行いましたので、その内容を報告いたします。

まず、審議の方法については、提案説明の後、質疑、討論を行い、表決をお願いすることとしております。

議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程（第3号）本日の日程第6の審議の後に、議事日程（第3号の2）を追加したいと思います。議員各位及び説明員の方々の御理解、御協力をお願いいたします。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（小寺 俊輔君） 議会運営委員長の報告は終わりました。

お諮りします。ただいま安部重助議会運営委員長から報告のあったとおり、第117号議案、中播公平委員会委員の選任の件、第118号議案、神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件、第119号議案、令和5年度神河町一般会計補正予算（第7号）の3議案を議事日程（第3号）の日程第6が終わり次第、追加日程第1から第3として日程に追加し、議題にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議ないものと認めます。よって、第117号議案から第119号議案は、議事日程（第3号）の日程第6が終わり次第、追加日程第1から第3として日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

それでは、議案の審議に入ります。

---

#### 日程第1 第106号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第1、第106号議案、令和5年度神河町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

議案の審査を付託しておりました総務文教常任委員会の審査報告を求めます。

澤田俊一総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員会委員長（澤田 俊一君） おはようございます。3番、総務文教常任委員会委員長の澤田です。

それでは、第106号議案、令和5年度神河町一般会計補正予算（第6号）の審査報告をいたします。

12月6日の本会議において、総務文教常任委員会に審査を付託されました第106号議案につきましては、12月8日に委員会を開催し、行政成果、財源の確保、適正な事務執行、負担の公平性、費用対効果といった観点から審査を行いました。質疑終結の後、討論はありませんでした。採決の結果、委員全員の賛成により、当委員会としては、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、審査過程における質疑応答の要旨を報告します。

まず、歳入であります。指定寄附金の神河まち・ひと・しごと創生寄附金830万円について、企業5件分の内容はの問いに対しまして、企業版ふるさと納税の寄附金で、但陽信用金庫500万円、医療法人伯鳳会300万円のほか、公表を希望されない3社の計30万円を合わせて、合計830万円であるとのことでありました。

次に、指定寄附金の用途についての質問につきましては、5件の指定寄附金830万円は全て、安心して過ごせる豊かな暮らしを創造する事業に対するもので、粟賀小学校跡地の公園・図書コミュニティ施設整備への寄附であるとの回答でありました。

次に、歳出です。まず、総務費です。一般管理費のシステム改修委託料2,205万7,000円の委託業務内容と委託先はの問いに対しまして、委託業務の内容は、令和6年から海外に転出した人もマイナンバーカードを引き続き利用することが可能になる予定で、氏名のローマ字表記に対応できるようにシステムを改修するものである。具体的には、戸籍情報システム、戸籍の附票システム、住民記録・コンビニ交付システムの改修を行う。委託先は、町の電算システムを委託している株式会社日立システムズであるとの回答でありました。

次に、一般管理費の時間外勤務手当について、当初予算501万5,000円に対して、今回549万6,000円が増額補正されている。職員の健康管理を心配するかの問いに対しましては、時間外勤務が月45時間を超えた職員については、翌月に必ず職員面談を実施して、業務の内容や体調管理について確認している。日頃から職員の体調を気遣っているが、今のところ問題はないと思っているとの回答でありました。

次に、企画費の企業版ふるさと納税基金積立金830万円について、企業が希望されている用途に応じて区分し、寄附金を積み立て、管理しているのかの問いに対しましては、今回の積立金830万円については、粟賀小学校跡地整備に対する寄附で、まだ事業が動いていないので、今年6月の定例会で可決された神河町企業版ふるさと納税基金条例に基づき積み立てるものである。企業版ふるさと納税は、神河町地域創生総合戦略に記載している計画について指定寄附金を受け付けるもので、基本的には寄附金を頂いた年度に、それぞれの事業の財源として充当し予算執行しているが、後年度の事業予算

に充当する場合、この基金に積み立てるものであるとの回答でありました。

今回の補正額を含めた現在の基金残金はこの問いに対しましては、補正後のこの基金残高は3,380万円であるとのことでありました。

関連して、今回の5件の寄附のうち、3件は企業名を公表されていない。仮に町発注事業の入札に関係する企業であれば断るべきだと思うが、どのように対応しているかの問いに対しましては、企業との距離感については、十分に注視しながら対応しているとの回答でありました。

次に、企画費の創業促進事業補助金160万円増額について、当初の5件分850万円を減額し、新規の5件分1,010万円を計上すると提案説明を受けたがの問いに対しましては、当初予定した5件は、自己資金、市中銀行の資金融資で創業されたり、町外に転出された。その後、新たに5件の申請があったものであるとの回答でありました。

関連して、補助金は定額ではないようだが、内容によって補助金額は違うのかの問いに対しましては、創業支援金は、総事業費の3分の2で、上限200万円である。申請者が女性の場合は、20万円を加算し、上限220万円と規定しているとの回答でありました。

次に、民生費であります。社会福祉総務費の防犯カメラ設置工事請負費229万4,000円の減額について、3地区3か所の設置を予定していたが、1地区1か所が設置できないとの説明だったが、具体的な内容はこの問いに対しましては、川上地内と渚地内は実施できたが、作畑地内は、電源の確保が難しく設置できなかった。設置を検討していた場所は、以前、不法投棄があった県道岩屋生野線の作畑吹上バス停から朝来市生野方面に抜ける途中のところでありました。代替案として、防犯カメラ監視中の看板を設置することとした。なお、吹上バス停付近には、以前に防犯カメラを設置しているので、町境という意味での設置は完了しているとの回答でありました。

次に、児童措置費の児童手当1,554万円の減額について、当初予算では、前年度実績と出生見込みにより予算不足が生じないように少し多めに計上したが、区分ごとに精査したところ被用者区分で70%の乖離があったと説明があったが、大きな乖離が生じた原因はこの問いに対しましては、児童手当は、3歳未満、3歳以上小学校修了前、第3子以降など、それぞれの区分で支給額が違う。また、手当受給者が加入されている社会保険により、被用者、社会保険でない非被用者といった区分もある。それぞれの区分ごとに前年度の実績と電算システムによる次年度の対象児童数により算出するが、当初予算と実績見込みにより大きな乖離ができてしまった。積算時の確認が不十分であった。今後はこのようなことがないように十分精査を行うとの回答でありました。

関連して、児童手当の減額補正は毎年質疑が出ており、その都度、次年度はしっかりと予算措置を行うと答弁があった。1,554万円の減額は、1人年間12万円で計算すると、130人もの見込み間違いがあったことになる。神河町の財政が豊かであれば多めに予算を確保しても構わないが、神河町はそのような状況ではない。町全体の事業に

も関わるので、次年度はしっかりと対応していただきたいの問いに対しましては、ある程度余裕を持った予算にしたというのが本音である。大切な予算なので、今後しっかりと対応するとの回答でありまして、この件について、副町長に見解を求めたところ、本当に申し訳なく思っている。担当課長から少し余裕をという発言があったが、余裕ではなく必要な額を予算計上するように取り組むとの回答でありました。

次に、衛生費であります。健康づくり対策費の予防接種健康被害給付金150万円について、健康被害の状況は認定自体が難しいと聞いているが、このような方が何人おられるのかの問いに対しましては、神河町の現状は、国への申請が2件である。1件について国の認定を受け、予防接種健康被害の手帳が交付された。この方は、現在も通院治療されている。それ以外にも3名の方から相談を受けているとの回答でありました。

次に、ごみ処理費の中播北部行政事務組合負担金（クリーンセンター分）636万6,000円の増額について、詳細内容はの問いに対しましては、中播北部行政事務組合の歳出予算額で内訳を説明すると、クリーンセンターの運営費は、人件費で223万2,000円、当初予算で計上できていなかった一般廃棄物ごみ処理基本計画の更新経費400万円、事務用パソコン購入費18万6,000円の増額である。固形燃料化施設の運営委託費については、粗大ごみの布団が大量に搬入され、姫路市に処理を委託する委託料55万1,000円の増額である。次期ごみ処理施設の事業費については、敷地の造成設計委託業務や進入道路の拡幅測量委託業務等で2,439万4,000円、職員の時間外手当70万円、令和4年度に借り入れた起債が要件を満たしていないことから繰上償還を求められた公債費230万5,000円の増額である。これらを各町の負担割合で算出した636万6,000円が神河町の負担分であるとの回答でありました。

次に、農林水産事業費であります。農業振興費の環境保全型農業推進事業補助金1,826万8,000円の減額に関連して、国や県の方針に沿って施策を行っても申請がなければ減額しなければならない。物資に対する助成だけでは10年もしないうちに農業は衰退してしまう。農地保全も踏まえた上で、農業経営、いわゆるもうかる農業のやり方をじっくり考えてほしいという質問に対しましては、今回の環境保全型農業推進事業は、有機肥料による施業を増やしていくことで環境負荷の低減を図りながら、そこで取れる米の付加価値を上げていくというのが一番の目的である。将来の町の農業を考えていく上でも非常に重要なことだと認識している。化学肥料をどんどんまいて収量を増やす慣行農法を続けてきたことによって地力が落ちてしまっており、収量も上がらない状況である。この状況を改善していくために交付金を活用し、この事業を始めた。国策として環境負荷低減の農業を継続して進めていく方向があり、神河町としてもしっかりと対応していきたい。先日、試食会を行った多収米についても、耕作時期をずらすことによって、できるだけ過重投資を抑えていこうとする担い手協議会の取組である。一度に何もかも変えることはできないが、一つ一つの取組を前向きにこつこつと続けていきたいとの回答でありました。

次に、教育費であります。幼稚園費の看板設置等委託料8万5,000円と一般備品購入費146万4,000円の内容についての質問に対しましては、いずれも長谷幼稚園の改修工事に関わるものである。委託料は、長谷小学校の銘板を撤去して、長谷小学校と長谷幼稚園を併記する銘板を設置する予定である。一般備品購入費は、基本的には現園舎にある備品、教材、絵本などを使用するが、老朽化により使用不可能である園児用ロッカーと、昔の材質で非常に重たい園児用機の更新、保育室の広さに見合った園児用座卓などを購入する予定であるとの回答でありました。

次に、社会教育施設運営費のきらきら館空調設備の設計監理委託料200万円減額について、直営で設計監理を行ったので減額したと説明があったが、役場で行ったかの問いに対しましては、今回、空調機器を入れ替えるだけの工事と判断し、設計は県の営繕課に出向している町職員に依頼したとの回答でありました。

工事発注後にキュービクルの新設が必要となり、多額の変更契約をしなければならなくなった。当初から設計監理を委託しておれば、今回のようなことは起こらなかったのではないかの問いに対しましては、判断ミスであり、反省しているとのことでありました。

県へ出向している職員であれば、連絡調整等も困難だと思う。現場の状況をはっきり確認できる方に設計監理してほしいとの問いに対しましては、町長から、結果としてミスであったと捉えている。建築については専門的な知識が必要であり、設計監理を外注してきた。営繕関係は独自で設計できる職員が必要と考え、建築職も採用枠に入れてきた。今後、直営でできる部分はしっかりやっていくという基本的な考え方をもちたいと思っている。大きな建築工事についてはコンサルタントに委託することになるが、そのチェックをしっかりとできる職員を育てるために、現在、兵庫県に派遣して知識を身につけている。このたび、このような状況になったことはしっかりと受け止め、繰り返すことのないように進めていきたいとの回答でありました。

体育施設管理費の神崎体育センター屋根修繕料838万円の減額について、建物災害共済金で対応できると思って予算計上したが、結果的に共済金が全額出ないことが分かり最低限の補修をすることになった。取壊しが予定されている施設について、共済金を当てにして改修しようとする安易な感覚は改善してほしいとの問いに対しましては、今後はしっかりと精査するとの回答でありました。

以上が主な質疑の内容であります。

なお、詳細につきましては、審査報告書を御覧ください。また、タブレットには会議録も記載しておりますので、併せて御確認ください。

これで、第106号議案、令和5年度神河町一般会計補正予算（第6号）の審査報告を終わります。

○議長（小寺 俊輔君） 報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。どうも御苦労さまでした。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第106号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第106号議案は、原案のとおり可決しました。

---

○議長（小寺 俊輔君） 次の日程に入る前に、第108号議案から第110号議案、第112号議案、第113号議案の各議案について経過を説明します。

各議案については、12月6日の本会議において、町長から議案が上程され、提案説明があり、それぞれ質疑を行いました。

先ほど、第106号議案、令和5年度神河町一般会計補正予算（第6号）が可決しましたので、各議案について討論と採決を行うものです。

それでは、日程に戻ります。

---

#### 日程第2 第108号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第2、第108号議案、令和5年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

上程議案に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第108号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第108号議案は、原案のとおり可決しました。

---

#### 日程第3 第109号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第3、第109号議案、令和5年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

上程議案に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕



○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第109号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第109号議案は、原案のとおり可決しました。

---

#### 日程第4 第110号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第4、第110号議案、令和5年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

上程議案に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第110号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第110号議案は、原案のとおり可決しました。

---

#### 日程第5 第112号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第5、第112号議案、令和5年度神河町長谷地区振興基金特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

上程議案に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第112号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第112号議案は、原案のとおり可決しました。

---

#### 日程第6 第113号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第6、第113号議案、令和5年度神河町浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

上程議案に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第113号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第113号議案は、原案のとおり可決しました。

---

追加日程第1 第117号議案

○議長（小寺 俊輔君） それでは、議事日程（第3号）の日程第6が終了しましたので、議事日程（第3号の2）の審議に入ります。

追加日程第1、第117号議案、中播公平委員会委員の選任の件を議題とします。事務局、議案の朗読をしてください。

〔事務局朗読〕

.....  
第117号議案 中播公平委員会委員の選任の件  
.....

○議長（小寺 俊輔君） 上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第117号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、中播公平委員会委員の選任の件でございます。中播公平委員会は、3名の委員で構成しておりますが、そのうち市川町の尾花哲也委員が本年12月31日をもって辞任されることになり、後任の委員として、廣畑一浩氏の選任をお願いいたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

廣畑氏の任期につきましては、尾花氏の残任期間となり、令和7年6月30日までとなります。

なお、委員の任期は4年ございまして、現在、神河町の谷口勝則氏と福崎町の中塚保彦氏が就任されております。谷口氏につきましては令和6年6月30日まで、中塚氏につきましては令和8年6月30日が任期満了となっております。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第117号議案を採決します。本案については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第117号議案は、原案のとおり同意することに決定しました。

---

追加日程第2 第118号議案

○議長（小寺 俊輔君） 追加日程第2、第118号議案、神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

初めに、事務局より議案の朗読をしてもらいますが、朗読は必要部分のみとしますので、改正内容等はタブレットで御確認願います。

それでは、事務局、議案の朗読をしてください。

〔事務局朗読〕

.....  
第118号議案 神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件  
.....

○議長（小寺 俊輔君） 上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第118号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令が令和5年7月20日に公布され、国民健康保険の改正部分については、令和6年1月1日から施行されることとなりました。これに伴い、神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、税務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 詳細説明を求めます。

長井税務課長。

○税務課長（長井 千晴君） 税務課、長井でございます。それでは、第118号議案の詳細説明を申し上げます。

今回の国民健康保険税条例の一部改正でございますが、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法の一部改正がされ、国民健康保険においても、子ども・子

育て支援の拡充施策として、出産予定の国民健康保険被保険者の産前産後期間における国民健康保険税を免除する措置が講じられることとなりました。この免除措置の新設規定について改正を行うものであります。

改正につきまして、先ほどの町長の提案理由で、法律改正に伴う政令が令和5年7月20日に公布されと説明いたしましたが、その後、厚生労働省、総務省より、改正内容の修正が生じた旨の通知があり、11月の常任委員会でも国からの通知が遅れる可能性を説明させていただきました。最終的に議案送致期限後にその改正条文の確定通知がされたため、本日の追加提案となったこと、御容赦ください。

それでは、資料に沿って御説明いたしますので、最初に、タブレット7ページの参考資料を御覧ください。

ページ真ん中辺りの図に示しておりますように、出産予定の被保険者の免除される期間は、出産予定月の前月から出産予定月の翌々月の、それまでの4か月分となります。また、その下の図は、双子以上の多胎妊娠の被保険者の場合となりますが、出産予定月の3か月前から該当となり6か月分が免除となります。この図の赤い太枠で囲った期間が免除の対象期間となります。この免除額の計算方法は、国保税額が確定した出産被保険者の均等割額・所得割額の1か月分の税額を算出し、それにその年度の免除となる該当月数を掛けた税額が免除の額となります。出産予定月が3月など免除期間が2か年度にわたる場合には、それぞれの年度で計算し、該当月分が減額となります。

この制度は令和6年1月1日施行となりますので、ページ下の図に記載しておりますように、令和5年度につきましては11月出産予定の被保険者からが免除対象となりますが、対象月は令和6年1月分のみとなります。免除対象月の4か月または6か月の期間が、令和6年1月以降の月に該当する月が対象となります。

それでは、タブレット4ページの新旧対照表を御覧ください。

第21条につきましては、第3項に、出産被保険者に係る所得割額及び均等割額減額についての規定を新設しております。

第1号、2号が、基礎課税額分の所得割額・均等割額の減額規定、次の第3号と次のページの第4号は、後期高齢者支援金等課税額分の所得割額・均等割額の減額規定、次の第5号、6号は、介護納付金課税額の所得割額・均等割額の減額規定となります。

次の第22条の3は、出産被保険者の減額に係る届出についての規定を設けております。

なお、この条例は令和6年1月1日から施行し、改正後の規定につきましては、令和5年度分のうち令和6年1月分からの税額に適用します。

以上、第118号議案の詳細説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。この制度につきましては、かねてから、社会保険に加入の方については、保険料、あとは、あれですね、厚生年金も免除されておって、国保の加入対象者についても、年金については平成31年の春から年金についても同様の期間について免除されてるといふふうに認識しています。今回、このように国保の保険料についても、このような改正行われたんですけども、いわゆる申請をされる方に対しての、申請主義ですから申請される方についての周知をどうされるのかというところを心配するところです。先ほど言いましたように、平成31年の4月から既に年金については先行して同じように免除規定が設けられております。この5年間の年金の免除の対象者と実際の申請があった方の数値等を把握されておったら教えてほしいんですけども。要は、全ての方々が申請されてるんかどうか、その辺を確認したいと思います。

○議長（小寺 俊輔君） まず、周知の方法をどうされるのかの点からいきましょうか。それは、どなたが。

長井税務課長。

○税務課長（長井 千晴君） 税務課、長井でございます。周知の方法としましては、届出は、税の減免になりますけども、資格のほうの住民生活課のほうが主管として届出の担当課となります。まず、税の減免になりますので、この後、可決されましたら、税務課としましては、ホームページのほうにすぐアップする予定としております。届出の用紙等は、住民生活課のほうで今現在準備しておりますけども、今、実績としまして、国民健康保険の加入者で、令和5年度該当する出産の方、4月から令和6年3月までの予定を含めまして5人となっております。その5人のうち該当する方、令和5年の11月以降の出産予定の方は2名のみなんですけども、まず、資格のほうでの届出になりますので、出産の届出のときであったりとか、また、ちょっと出産育児一時金の給付のときであったりとかで、資格のほうで該当者のほうが把握できますので、またお祝いのお品の贈呈であったりとか、そういったところで案内をしていただく予定としております。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） もう1点、国民年金の免除の対象者、平成31年4月以降、その国民年金免除対象者の方が実際に申請された人数っていうのを把握はされておりますか。これはどちらにお聞きしたらよろしいですか。住民生活課。

井出住民生活課防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。申し訳ございません。ちょっとその関係の人数に関しては、今、把握しておりません。申し訳ございません。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 澤田です。把握されてないということで、しっかり把握

していただいて、申請が漏れ落ちがないように、申請主義ですから、本人が申請されないのであれば仕方ないんですけども、知らずに申請されないということが起こっては大変ですので、しっかりとした周知をお願いしたいというところなんです。国民年金は本人申請になりますし、国保については世帯主の申請になると思うんですね。ですけども、同じ内容のことについての申請ですから、できればワンストップでできるような、そういうことであったり、周知を丁寧にしていただいて、対象者に寄り添っていただきたいなというところなんです。今後の事務の進め方について、何かコメントがあればお願いしたいと思います。

○議長（小寺 俊輔君） 前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 前田でございます。御意見ありがとうございます。ワンストップということで、ちっちゃい町だからこそできる御案内ということで、長井課長がお話ししたように、いろんな手続にお見えになりますので、その機会を捉えて、直接申請を案内していきたいと思っております。連携した取組とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。

3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。今度は財源のことについて、財政特命参事にお伺いします。

給付のほうは同じように、国保の給付事業はこの出産予定者についても行えるわけです。ですけども、国保税は入ってきません。その辺の財源の不足を生じた分について、地方交付税等の措置があるのか、積算の中にそういう内訳が新設されるのか、それをお尋ねしたいと思います。

○議長（小寺 俊輔君） 黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。今現在、財源措置については、補助金等ということで、現在、聞いてございます。少し補助率関係を申し上げます。国が2分の1、県が4分の1、町については4分の1というようところで、今現在のところは把握をしております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第118号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第118号議案は、原案のとおり可決しました。

追加日程第3 第119号議案

○議長（小寺 俊輔君） 追加日程第3、第119号議案、令和5年度神河町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

事務局、議案の朗読をしてください。

〔事務局朗読〕

第119号議案 令和5年度神河町一般会計補正予算（第7号）

○議長（小寺 俊輔君） 上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第119号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和5年度神河町一般会計補正予算（第7号）でございまして、補正予算（第6号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正要因は、国におけます令和5年度補正予算による、1点目として、重点支援地方交付金（低所得世帯支援枠）が追加されたことによるものでございます。歳入の補正では、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増額。今回の補正による財源調整のための財政調整基金繰入金の増額。次に、歳出では、物価高騰対策低所得世帯支援給付金の増額でございます。これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,983万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ96億3,859万9,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課財政特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 詳細説明を求めます。

黒田総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。それでは、第119号議案の詳細を御説明を申し上げます。

まず、今般の補正の要因でございますが、町長が申し上げましたとおり、国におけます令和5年度の補正予算に関わるものでございます。今般の補正に関連するものですが、重点支援地方交付金（低所得世帯支援枠）が追加をされたところでございます。

事業の概要につきまして御説明を申し上げます。7ページのほうをお願いいたします。

す。

物価高騰対策低所得世帯支援給付金事業でございます。事業費につきましては、これ、補正額になりますが6,983万7,000円、財源の内訳でございますが、国庫支出金として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金6,887万5,000円、そして、一般財源が96万2,000円でございます。

事業の内容につきまして御説明を申し上げます。物価高騰の負担感が大きい低所得の世帯への負担の軽減を図るため、1世帯当たり7万円の給付金を交付するものです。対象となります世帯につきましては、令和5年12月1日に住民登録のある世帯全員の令和5年度の住民税均等割が非課税である世帯とさせていただきます。当町につきましては、950世帯を見込んでございます。

次のページに、給付のスケジュールを掲載をいたしてございます。まず、広報等の周知を含めまして、でき得る限り早期の給付に努めてまいりたいというふうに思っております。スケジュール感としましては、令和6年度の2月の上旬には給付をプッシュ型で開始をしたいというふうに考えてございます。

続いて、事項別明細書で御説明を申し上げます。6ページをお願いします。

まず、歳入でございます。15款国庫支出金、総務費国庫補助金ですが、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金として6,887万5,000円の増額でございます。

続いて、19款の繰入金です。財政調整基金繰入金96万2,000円の増額で、今般の補正の財源調整のため増額をいたしてございます。これによりまして、補正後の基金の残高でございますが、16億323万9,000円でございます。

続きまして、歳出でございます。3款民生費、社会福祉総務費は、需用費、役務費で58万7,000円、それから、システム改修委託料として275万円、それから、物価高騰対策低所得世帯支援給付金7万円、950世帯で、合計で6,650万円の増額でございます。

以上、簡単でございますが、説明のほうを終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

1番、小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） 1番、小島です。この物価高騰対策低所得世帯支援給付金ですけども、国のほうとしても、できるだけ早くして給付したいという思いがあるとは聞いております。年末年始のたくさん費用が要るときに当たればいいんですけども、ちょっと時間がかかるということを知りましたが、もう少し早くできないかというようなことを思っております。それと、対象者が確認書を送付して返送すると。これは大事な作業だと思うんですけども、それがされた人から順次、支給を開始されるのかということですね。早くできないかということ、対象者の返送した人から順次開始か



というところ。3月末が支給完了になってますけども、実際にはこれより早くできるんじゃないでしょうか、その辺りをちょっとお伺いします。

○議長（小寺 俊輔君） 藤原健康福祉課長。

○健康福祉課長（藤原 栄太君） 健康福祉課長の藤原でございます。もう少し早く給付がスタートできないかという御質問でございますが、対象者の抽出につきましては、システム会社のほうで依頼をしまして抽出ということで、今現在、システムの会社のほうにも問い合わせしましたら、どうしても抽出するのは1月の早くても中旬ぐらいになるというふうに聞いておりますので、それからしますと、8ページのところにも載せておりますが、1月中旬に対象者を抽出しました後、10日ほどはやっぱり確認作業、封入作業にかかりますので、どうしても早くても1月末ぐらいの発送という形で予定をさせていただきます。

その後、返送された方の対象者は、順次給付をしていくのかという問いでございますが、返ってきた返送があった分から順次こちらから決定通知を送りまして、大体1週間、2週間程度あれば給付できると思っております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） ありがとうございます。

ということは、この予定には支給完了が3月末になってはいますが、それよりも早くできるという見込みでよろしいでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 藤原健康福祉課長。

○健康福祉課長（藤原 栄太君） 健康福祉課、藤原でございます。確認書の返送が早く返ってくれば早く完了するということではできると思いますが、どうしても確認書が返ってこないと給付ができませんので、その辺はまた随時、再度お知らせ等しながら、まだ返送がない人については、再度お知らせをしながら返送の事務をしていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第119号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第119号議案は、原案のとおり可決しました。

## 日程第7 議員派遣の件

○議長（小寺 俊輔君） 議事日程（第3号の2）の審議が終わりましたので、議事日程（第3号）に戻ります。

日程第7、議員派遣の件を議題とします。

会議規則第129条に伴う議員派遣について、お手元に配付のとおり議員派遣する予定となっています。

お諮りします。別紙のとおり議員を派遣することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議ないものと認めます。よって、別紙のとおり議員派遣することに決定しました。

---

## 日程第8 各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出について

○議長（小寺 俊輔君） 日程第8、各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出についてを議題とします。

各常任委員会、議会運営委員会の所管事務について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付されていますとおり、閉会中の継続調査をしたい旨の申出がございます。

お諮りします。各常任委員長、議会運営委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議ないものと認めます。よって、各常任委員長、議会運営委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

○議長（小寺 俊輔君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。今期定例会に付議された案件は全て議了しました。これで閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議ないものと認めます。

これをもちまして、第116回神河町議会定例会を閉会します。

午前10時01分閉会

---

## 議長挨拶

○議長（小寺 俊輔君） 閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

今期定例会は、12月6日に開会され、本日までの15日間の会期でありました。町長から提案されました議案は、神河町小中学校等入学子ども未来応援支援金支給条例制定の件や、最終日に追加提案された一般会計補正予算（第7号）などの計32件でありました。一般会計補正予算（第6号）は、総務文教常任委員会に付託し精力的に審査を

していただきました。その御苦勞に対し、厚くお礼申し上げます。

さて、最終日に上程された一般会計補正予算（第7号）では、物価高に対する総合経済対策の1つとなる住民税非課税世帯等への給付金について、審議の結果、可決されました。政府の補正予算成立が遅く、また、制度設計が遅れたため、岸田総理が公言された給付金の年内支給は不可能な状況であることは理解いたします。しかしながら、給付金の性格上、困っておられる方にできるだけ速やかに給付するのが原則であります。兵庫県内で人口が一番少ない神河町ではありますが、その分スピーディーに動けるというメリットがあります。担当課には相応の負担をかけることにはなりますが、一日でも早い給付が実施されますことを改めてお願いしておきます。

全議案とも、議員各位の終始極めて慎重なる審議によりまして、適正妥当な結論が得られました。議員各位の御精勵と御協力に対し、厚くお礼申し上げます。

また、一般質問には3名が登壇し、町政全般を執行機関にただし、議員自らの政策提言を行いました。町長はじめ執行部各位には、議案審議、一般質問に当たり、資料の提出、説明などに真摯なる態度で挑んでいただきましたこと、深く敬意を表します。審議の過程において議員各位から述べられました意見等につきましては、今後の町政に十分反映され、さらに住みよい神河町の実現に向け、引き続き御尽力賜りますよう切にお願い申し上げます。

さて、間もなく2023年が終わりを迎えようとしています。2022年2月に始まったロシアによるウクライナ侵攻は、いまだ終わりが見えない状況にあります。また、2023年10月には、イスラエルによるガザ地区への侵攻が始まるなど、戦争による悲しみが世界にあふれています。一日も早く戦争のない平和な日が訪れることを願うばかりです。

国内に目を向けますと、物価高騰はとどまることなく、国民の生活に大きな影響を及ぼしています。執行部には、令和6年度に向け、町民の方々が安心して暮らせる神河町づくりのための予算編成をお願いするとともに、議員各位におかれましても、より一層町民に寄り添い、行政との橋渡し役として、小さな声でも行政に届くように御精勵賜りますことを改めてお願いいたします。

寒さも厳しさを増し、本格的な冬になってまいりました。皆様方には、体調に御留意され、住民福祉の向上と町政発展のためにますます御尽力賜りますよう御祈念申し上げます、閉会の挨拶といたします。

.....

#### 町長挨拶

○町長（山名 宗悟君） それでは、第116回神河町議会定例会の閉会に当たりまして、御礼の御挨拶を申し上げます。

12月6日から開会いたしました定例会におきまして、議員各位には、本会議並びに委員会を通じ、慎重審議くださいました御苦勞に対しまして、衷心より敬意と感謝を申

し上げます。

今期定例会は、本日の追加提案させていただきました3議案を含め、令和5年度各会計補正予算をはじめとした全ての案件につきまして、原案どおり御承認、可決いただき、誠にありがとうございました。執行部といたしまして、今定例会で議員各位より頂戴しました御意見、御提言を真摯に受け止め、より一層の適正な行政運営、予算執行につなげていく所存でございます。

さて、今年を振り返ってみますと、長かった新型コロナウイルス感染拡大につきましては、3月にはマスクの着用について個人の判断、また、5月からインフルエンザと同じく5類に規制緩和され、同時に、人々の生活も一步一步元の状態に戻りつつあります。また、コロナ禍にあっても、コロナが追い風にもなったアウトドアブームにより、特にキャンプ場を有する観光施設は多くの利用者でにぎわったところでありましたが、今年からは、その他の観光施設も、ともに観光客も戻りつつあります。あわせて、国内経済についても回復傾向に向かっているとされています。その一方で、世界経済は、ウクライナに対するロシアの侵攻、加えて、イスラエル、パレスチナ自治区、イスラム組織ハマスとの戦闘状態等による原油、農産物等の価格高騰を含めて、私たちの生活に大きな影響が出てきているわけであります。

そんな中ではありましたが、6月には、コロナ禍で3年延期していました全国愛劇会兵庫県神河町大会が、福本区揚羽ホールをメイン会場として開催され、名誉総裁の秋篠宮皇嗣殿下様が2日間にわたって神河町にお成りいただき、全国から出展されました300点を超えるすばらしいひょうたんの作品について御観覧いただきました。あわせて、峰山高原ホテルリラクシアに御宿泊いただき、翌日は砥峰高原も散策をされ、私も、高原では一緒に高原内の説明もさせていただいたところでございます。まさしく神河町として歴史に残る2日間となりました。

夏祭りについては、ようやく規制のかからない形で、花火1,000発が、夜店のにぎわいととも、来場された皆様方を感動させることができたすばらしい夏祭りとなりました。

10月に入りますと、それぞれの地域のお祭りも再開され、そして、11月にはたくさんイベントが町内各地域で再開され、まさしく交流人口から関係人口、そして定住人口につながるまちづくりを、まちづくりの一つの柱に掲げております神河町にとりましても、ようやく元の状態に戻ってきた、そういう1年であったというふうに感じております。

そして、締めくくりは、兵庫県内自治体の首長で組織していますヴィッセル神戸を応援する首長の会、事務局を担当しています神河町にとりましても、ヴィッセル神戸のリーグ初優勝により、大きな盛り上がりで締めくくれる1年であったと感じています。

次に、今年で7シーズン目となります峰山高原リゾートホワイトピークでは、12月9日、安全祈願祭が開催され、22日のシーズンオープン目指して、今週からの冷え込

みにより、今期さらに増設した降雪機、合わせて46台、フル運転でコースの設営をしているところです。アフターコロナの中、いよいよインバウンドも戻ってきます。今シーズンも大いににぎわいを見せることと期待しております。22日には、真っ青な青空の下、ホテル前の中央駐車場は、満車状態でスタートが切れることを願うばかりです。

また、一方で、町内全域の道路の除雪作業につきましては、これまで同様に、万全の体制で対応させていただきます。

結びに、コロナはまだ終息はしていません。ウィズコロナの視点で神河町「ゼロカーボンなまち宣言」を基本に、昨年策定いたしました2050神河将来ビジョンとSDGs、本年度策定の長期総合計画、後期基本計画と2050年カーボンニュートラルを中心とした地域創生、地域活性化の具体策を今年度残された期間に全力を挙げることに、そして、それらを新年度予算編成につなげていかなければなりません。

今年も残すところ僅かとなりました。今週末からさらに寒さが厳しくなっております。議員各位には、健康管理十分にさせていただきますとともに、今年1年間の町政運営に対しましての御支援、御協力に心から感謝を申し上げますとともに、来年におきましても、引き続きの御指導、御協力を賜りますようお願いを申し上げ、そして、皆様とともに、すばらしい新年が迎えられるよう御祈念申し上げます、閉会に当たりましての御礼の御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

午前10時12分

---